社会福祉法人北九州市門司民生事業協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北九州市門司民生事業協会(以下「法人」という。)定款 第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)、評議員及 び苦情解決第三者委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償について、必要な 事項を定めることを目的とする。

(報酬)

- 第2条 理事長に、報酬として月額140,000円を支給する。
- 2 常務理事に、報酬として月額70,000円を支給する。
- 3 役員等(この項及び次条においては、理事長及び常務理事を除く。)が理事会、評議員会等に出席した場合、監査を実施した場合、その他法人の業務を行った場合には、報酬として1回あたり10,000円を支給する。ただし、施設の職員(施設長等)が役員の場合は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会、評議員会等に出席した場合、監査を実施した場合、その他法人の 業務を行った場合には、費用弁償として公共交通機関を利用した場合の交通費の実費を 支給する。ただし、施設の職員(施設長等)が役員の場合は支給しない。

(支給方法)

- 第4条 第2条第1項及び第2項の報酬については、毎月末締めで翌月初旬に支給する。
- 2 第2条第3項の報酬及び前条の費用弁償については、その都度支給する。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を得てから改正する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年3月23日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年3月16日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月25日理事会承認・令和3年4月8日評議員会議決)

この規程は、令和3年4月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則(令和3年5月27日理事会承認・令和3年6月14日評議員会議決) この規程は、令和3年6月14日から施行する。

付 則(令和4年2月25日理事会承認・令和4年3月17日評議員会議決) この規程は、令和4年4月1日から施行する。